

令和5年度 施設等利用費の請求方法

- 利用する施設・サービスが無償化の対象となるためには、市町村から「確認」を受ける必要があります。「確認」を受けた施設・サービスであるかどうかは、所在地の市町村へお問い合わせください。

① 幼稚園（子ども・子育て支援新制度未移行）

教育時間の保育料は、月額上限額までは支払い不要です。施設等利用費は市から園へ支給されます。

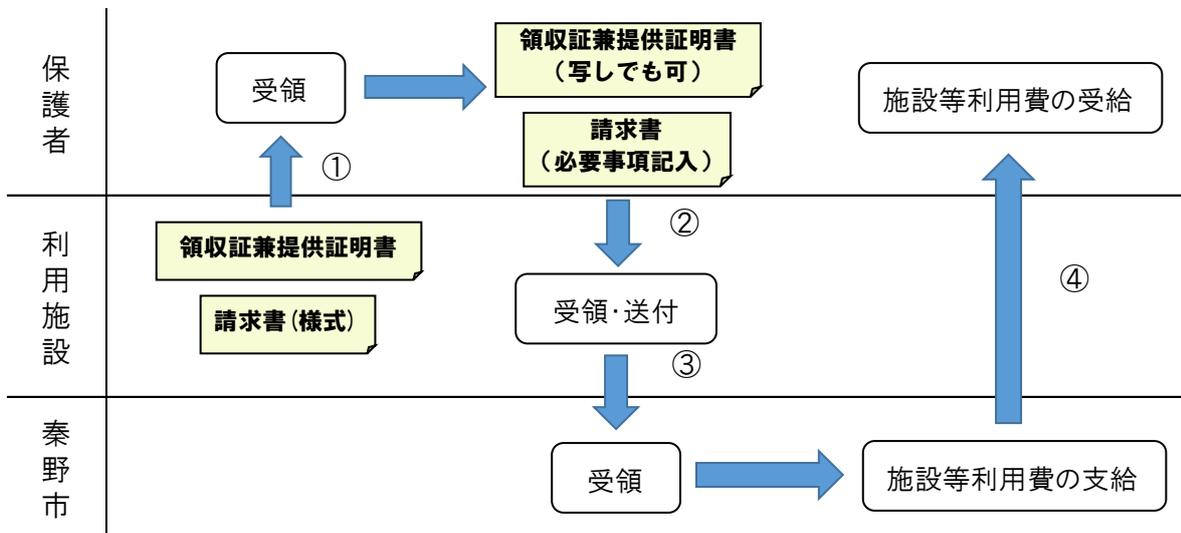
対象経費	月額保育料、入園料の一部
無償化上限額	25,700 円(上限額を超えた分のみ園から請求があります。)
入園料	<p>施設の月額保育料が 25,700 円未満の場合、入園年度に限り無償化の対象となります。</p> <p>例) 月額の保育料が 24,000 円、入園料が 100,000 円</p> <p>【月額の上限額】 25,700 円 - 24,000 円 = 1,700 円…①</p> <p>【入園料を月額換算】 100,000 円 ÷ 12 月(年間在籍月数) = 8,330 円…②</p> <p>【月額の無償化額】 1,700 円 (①と②を比べて少ない額)</p> <p>年額では、1,700 円 × 12 月(年間在籍月数) = 20,400 円が無償となります。</p>

② 預かり保育事業（秦野市立認定こども園で実施するものを除く）

対象経費	利用料
無償化上限額	<p>2号は 11,300 円、3号は 16,300 円</p> <p>(施設への支払額と、<u>利用日数 × 450 円</u>とを比較し、上限額の範囲内でどちらか少ない額を支給します。)</p>

●施設等利用費(無償化額)の請求方法

- ① 3か月ごと(施設によっては1か月ごと)に施設から支給に必要な書類が発行されます。
- ② 施設が指定する期日までにご提出ください。
- ③ 施設が書類をとりまとめ市へ送付します。
- ④ 市が書類を受領してから1か月程度で3か月分まとめてお支払いします。



※ 預かり保育の開所日数が 200 日未満または開所時間が 8 時間未満(教育時間含む。)に該当する場合、認可外保育施設等の利用料についても請求することができます。該当の有無は施設へお問い合わせください。

③ 預かり保育事業（秦野市立認定こども園の場合）

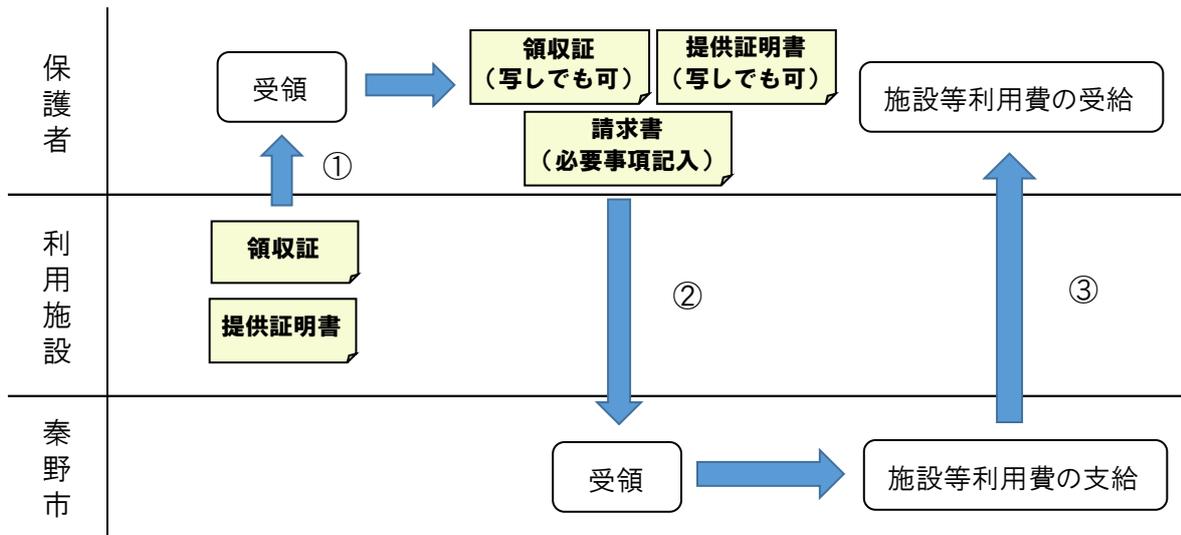
対象経費、無償化上限額ともに②と同様ですが、園が月々の利用状況を管理し、月額上限額に達するまで利用料の支払いは不要です。上限額を超えた場合のみ、園から請求がありますので直接お支払いください。

④ 認可外保育施設等（認可外保育所、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業、病後児保育事業等）

対象経費	利用料
無償化上限額	2号は 37,000 円、3号は 42,000 円 (預かり保育事業と併用している場合は、預かり保育料と合わせて、2号は 11,300 円、3号は 16,300 円が月額の上限額となります。)

●施設等利用費(無償化額)の請求方法

- ① 利用施設へ施設等利用給付認定を受けていることを伝え、月単位で利用料の領収証と提供証明書の発行を受けてください。
- ② 3か月ごとの下記期限までに秦野市役所保育こども園課へご提出ください(遅れる場合はご連絡をお願いします)。
- ③ 市が書類を受領してから1か月程度で3か月分まとめてお支払いします。



・請求書提出期限

利用月	提出期限
令和5年4月～6月	令和5年8月末日
令和5年7月～9月	令和5年11月末日
令和5年10月～12月	令和6年2月末日
令和6年1月～3月	令和6年4月末日

※ 請求書の様式は、秦野市ホームページからもダウンロードできます。

※ ファミリー・サポート・センター利用の場合は、提供証明書の代わりに**活動報告書**を提出してください。

●施設等利用費に関する問い合わせ、請求書の提出先
〒257-8501 秦野市桜町 1-3-2
秦野市役所保育こども園課 電話 0463-82-9606(直通)